

民事行政審議会の答申について

法 務 省 民 事 局

1 法務大臣の諮問事項

電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する制度を導入することについて意見を承りたい。

2 審議会の日程

平成5年10月14日に第1回の会議を開催し、平成6年1月31日答申、この間4回にわたり会議を開催した。

3 答申の内容

(1) 電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する制度の導入について

電子情報処理組織（以下「コンピュータシステム」という。）を用いて戸籍事務を処理する制度を導入することは、相当である。

(2) コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する方式についての基本構想について

ア 戸籍事務を全国的に統一した内容及び方式により処理するため、市区町村長は、法務省が定める統一性確保のための基準に適合したコンピュータシステムを導入するものとする。

イ 戸籍事務のコンピュータシステムは、市区町村における他の事務に必要な戸籍情報を提供することができるものとするとともに、他の事務を処理するコンピュータシステムからはアクセスできないシステムとするものとする。

ウ 戸籍事務を処理するコンピュータシステムにおいては、自動審査機能及び自動記録機能を有するものとする。

(3) 戸籍情報の保全及び保護対策について

ア 戸籍情報の改ざんを防止するため、コンピュータシステム自体が不当

な手段による戸籍情報ファイルの更新を防止する機能を備え、戸籍事務担当者がパスワードを入力しない限り戸籍情報ファイルに変更を加えることができず、また、戸籍情報ファイルに痕跡を残さないでこれを変更することができない仕組みとする等、この点についての十分な対策を講ずべきである。

イ 戸籍情報の保全のため、市区町村長は、戸籍情報ファイルの万全なバックアップ体制を備えるべきものとし、これに加えて、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局にバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを送付し、監督法務局等がこれを保管し、障害に備えるものとするべきである。

ウ 戸籍情報の適切な取扱いを確保するため、市区町村長は、戸籍情報がコンピュータシステムに接続された電気通信回線を通じて第三者に知られることを防止し、かつ、戸籍情報が滅失・き損することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとするべきである。

(4) 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書について

ア コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する市区町村における戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明は、全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書を交付してするのが相当である。

イ 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書は、左横書きとし、アラビア数字を用いるものとし、その記録事項の表示方法についても、インデックスを設ける等の改善を図るべきである。

(5) コンピュータシステムの導入に関する基本方針について

ア コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入する市区町村長については、その申出に基づき、法務大臣が指定するものとし、当該指定は、官報に告示してするものとする。

イ 段階的に市区町村の一部の区域を定めて、当該区域に本籍を定める者の戸籍のみをコンピュータシステムを用いて処理することができるものとする。

(6) 移行について

ア 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、戸籍に記載されている事項のうち、新戸籍編製の場合に移記を要しない事項の入力を省略することができるものとするのが相当である。

イ 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、誤字・俗字を解消すべきである。

誤字・俗字を解消する場合には、誤字・俗字の正字への対応関係が明らかなものである場合を除き、事前又は事後に本人にその旨を告知するものとする。

ウ 移行作業を外部委託する市区町村長は、移行作業の従事者がその事務に際して知り得た事項を不当な目的に使用することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。

(7) その他

戸籍事務のコンピュータ化に際しては、戸籍の附票事務についても、同時にコンピュータ化を図るのが相当である。

民事行政審議会答申

第1 電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する制度の導入について

電子情報処理組織（以下「コンピュータシステム」という。）を用いて戸籍事務を処理する制度を導入することは、相当である。

（説明）

コンピュータシステムを用いて大量の情報を迅速かつ正確に処理することは、我が国の社会、経済の多くの分野におけるすう勢であり、市区町村においても、行政需要の増大と多様化に対応するため、住民基本台帳事務を始めとする各種業務の分野にコンピュータシステムを導入し、その一層の拡大が図られているところである。

このような状況の中で、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入することは、以下の観点からして相当であると考えられる。

(1) 行政サービスの向上

戸籍事務のコンピュータ化により、戸籍事務処理の迅速化及び正確化が図られることとなるため、国民の身分関係が速やかに、かつ、正確に公示されることが可能となるとともに、戸籍に記録されている事項等についての証明書の速やかな交付が可能となる。また、市区町村の支所又は出張所においても、端末装置を設置することにより本庁と同様のサービスの提供が可能となる。

このように、戸籍事務のコンピュータ化により行政サービスの向上が図られる。

(2) 戸籍事務処理の迅速性及び正確性の向上

戸籍事務のコンピュータ化により、コンピュータシステムが通有する情報処理の迅速性、正確性、自動処理性等の特性を活用することが可能となり、戸籍事務処理の迅速化及び正確化が図られることとなる。すなわち、コンピュータシステムにおける戸籍の「検索機能」により検索時間の短縮が図られ、「記録機能」により記録時間の大幅な短縮とより正確な戸籍の

記録が確保されることとなる。また、コンピュータシステムに「審査機能」を付加することにより審査事務的確性を確保することができることとなり、さらに、統計事務、報告事務等をコンピュータシステム化することにより戸籍事務処理全体としての効率化及び正確化が図られることとなる。

なお、帳簿のブックレス化により、戸籍及び除かれた戸籍の編綴作業や見出帳の記載作業がなくなり、戸籍事務処理の負担が軽減される。

(3) 関連事務処理の迅速性及び正確性の向上

戸籍事務のコンピュータ化により、戸籍事務と住民基本台帳事務、人口動態調査事務等のいわゆる戸籍関連事務との一元的な処理が可能となり、これにより、これら関連事務の大半を占める転記や点検の作業の迅速化及び正確化が図られるとともに、事務量の軽減が図られることとなる。

なお、この場合には、第2の2に記述するとおり、プライバシー保護及びデータ保護を図る必要がある。

(4) 戸籍情報の保全及び保護

戸籍事務のコンピュータ化については、プライバシー保護及びデータ保護の観点から、磁気データ化された戸籍情報の保全及び保護をいかに確保するかが重要な問題となるが、これについては、第3で記述するとおりの対応方策を講じることにより、その保全及び保護を図ることができ、コンピュータシステムの導入の障害とはならないものと考えられる。

第2 コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する方式についての基本構想について

- 1 戸籍事務を全国的に統一した内容及び方式により処理するため、市区町村長は、法務省が定める統一性確保のための基準に適合したコンピュータシステムを導入するものとする。
- 2 戸籍事務のコンピュータシステムは、市区町村における他の事務に必要な戸籍情報を提供することができるものとするとともに、他の事務を処理するコンピュータシステムからはアクセスできないシステムとするものとする。

- 3 戸籍事務を処理するコンピュータシステムにおいては、自動審査機能及び自動記録機能を有するものとする。

(説明)

- 1 戸籍事務処理の統一性の確保

戸籍は日本国民の身分関係を登録及び公証するものであり、その様式及び事務処理の内容は、民法、戸籍法、戸籍法施行規則等により厳格に規定され、戸籍事務は、国の事務として、全国的に統一した内容及び方式により処理されるべきものである。そのため、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する市区町村長は、統一性確保のために法務省が定める基準に適合したコンピュータシステムを導入するものとする。

- 2 戸籍情報と関連事務との関係

戸籍事務をコンピュータ化する場合は、市区町村における他の事務にも必要な戸籍情報を提供し、情報の一元化を図ることにより、他の事務の処理の正確化及び迅速化並びに事務量の軽減化に資することが望ましい。しかし、同時に、戸籍事務は国民の親族的身分関係を登録及び公証するものであり、国民のプライバシーにかかわる事務であるので、戸籍事務のコンピュータシステムを構築するに当たっては、他の事務を処理するコンピュータシステムから戸籍情報ファイルに自由にアクセスし、戸籍情報を自由に用いることなどを厳に防止する必要がある。

そこで、戸籍事務を処理するコンピュータシステムは、他の事務を処理するコンピュータシステムに、法令の規定に基づき必要とされる範囲のデータを提供するが、他の事務を処理するコンピュータシステムからは戸籍情報ファイルに直接アクセスできないシステムとするものとする。

- 3 審査機能及び戸籍記録機能

- (1) 戸籍事務を処理するコンピュータシステムにおいては、コンピュータシステムに自動審査機能を付加し、これにより戸籍事務処理の正確性を高めるべきである。すなわち、戸籍の届出事件の処理に当たっては、届出の内容をコンピュータに入力することにより、コンピュータシステムが当該届

出データの内容が民法、戸籍法等の法令に適合しているかどうかを審査し、これが法令に違反している場合はその旨を画面に表示するなど、可能な範囲において自動的に審査を行う機能を有するシステムとすべきである。(2) 現行の戸籍事務処理においては、戸籍の記載事務がその事務の相当の部分をお占めていることから、戸籍のコンピュータシステムにおいては、届出を受理するに際し入力された情報や既に戸籍情報ファイルに記録されている情報に基づき、可能な範囲において自動的に記録を行う機能を持つことにより、戸籍の記録の正確性を確保するとともに迅速化を図るシステムとすべきである。

第3 戸籍情報の保全及び保護対策について

- 1 戸籍情報の改ざんを防止するため、コンピュータシステム自体が不当な手段による戸籍情報ファイルの更新を防止する機能を備え、戸籍事務担当者がパスワードを入力しない限り戸籍情報ファイルに変更を加えることができず、また、戸籍情報ファイルに痕跡を残さないでこれを変更することができない仕組みとする等、この点についての十分な対策を講ずべきである。
- 2 戸籍情報の保全のため、市区町村長は、戸籍情報ファイルの万全なバックアップ体制を備えるべきものとし、これに加えて、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局にバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを送付し、監督法務局等がこれを保管し、障害に備えるものとすべきである。
- 3 戸籍情報の適切な取扱いを確保するため、市区町村長は、戸籍情報がコンピュータシステムに接続された電気通信回線を通じて第三者に知られることを防止し、かつ、戸籍情報が滅失・き損することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとすべきである。

(説明)

1 戸籍情報の改ざんの防止

戸籍情報の改ざんの防止は、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度に対する国民の信頼を確保する上で最も重要な課題である。

- (1) 戸籍情報ファイルの改ざんは、コンピュータシステム内の戸籍情報ファイルの内容の不当な更新によって行うことが可能であるから、その最も有効な防止策は、システム自体が不当な手段による戸籍情報ファイルの更新を防止する機能を備えることである。そのため、市区町村の戸籍情報ファイルについては、端末装置を順次操作しなければ、これを変更することができない仕組みとすべきである。

具体的には、戸籍事務処理の手続に従い、届書の記載内容の入力、受理・不受理の処分決定、移記事項入力、校合指示という一連の手順を踏むことによって、初めて戸籍情報ファイルの内容が変更できる仕組みとすることが考えられる。

- (2) 新たな戸籍情報を戸籍情報ファイルに付加する校合事務については、その端末装置の操作者が正当な権限を有する者であることをコンピュータが確認した上でなければ、その処理ができない仕組みとすべきである。例えば、事前に登録されたパスワードによって、校合事務を処理する権限を有する者であることが確認されて、初めてその処理ができるものとするなどの措置を講ずることが相当である。

- (3) 戸籍情報ファイルの改ざんは、戸籍情報ファイルを構成するデータの一部を別のデータに差し替える方法によって行われることもあり得る。したがって、戸籍情報ファイルを構成するデータについては、当該データの変更、訂正等によりその差し替えをした場合には、その差し替えをしたことが明らかとなり、かつ、差し替え前のデータが変更、訂正等の経緯と共に必ず保存されることとすべきである。

2 市区町村及び監督法務局におけるバックアップ体制

- (1) 戸籍情報の重要性から、その保全のためのバックアップ体制は万全なものでなければならない。そのため、市区町村においては、万全なバックアップ体制を備えるべきであることは当然である。その方策として、市区町村長は、戸籍情報ファイルのほかに、必ず、別にバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを保有するものとすべきである。

(2) 現行のブックシステムにおいては、市区町村長は、戸籍の副本を監督法務局若しくは地方法務局又はその支局に送付し、監督法務局等がこれを保存することとされているが、コンピュータシステムを用いる市区町村長は、この副本に相当するものとしてバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを監督法務局等に送付し、監督法務局等がこれを保管することにより、市区町村の戸籍情報ファイルの障害に備えるものとすべきである。

3 戸籍情報の適切な取扱いを確保するための措置

戸籍情報の適切な取扱いを確保するため、戸籍事務を管掌する市区町村長は、戸籍情報がコンピュータシステムに接続された電気通信回線を通じて第三者に知られることを防止し、かつ、戸籍情報が滅失・き損することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとすべきである。

第4 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書について

- 1 コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する市区町村における戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明は、全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書を交付してするのが相当である。
- 2 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書は、左横書きとし、アラビア数字を用いるものとし、その記録事項の表示方法についても、インデックスを設ける等の改善を図るべきである。

(説明)

1 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書の交付

戸籍事務は、国民の身分関係を登録し、公証するものであるから、コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する場合には、戸籍及び除かれた戸籍の謄本、抄本並びに記載事項証明書の交付の制度に相当するものとして、戸籍に記録されている事項を証明した書面を交付する制度を設けるべきである。

証明書の種類は、戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した全部事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍に記録されている個人に関する事項の全部を証明した個人事項証明書並びに戸籍及び除かれた戸籍に記録

されている事項中の証明を求められた事項を証明した一部事項証明書とするのが相当である。

なお、戸籍の記録についての証明書を請求する場合の方法等は現行の戸籍の謄本等を請求する場合のそれ（戸籍法第10条及び戸籍法施行規則第11条参照。）と、また、除かれた戸籍についての証明書を請求することができる者及びその請求をすることができる場合等は現行の除かれた戸籍の謄本等を請求する場合（同法第12条の2，同規則第11条の2及び第11条の3参照。）と同様とするのが相当である。

2 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書の様式

コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する方式の下では、戸籍は、コンピュータの電磁的記録として保存されることになるから、その記録事項の証明書の様式も、現行の謄抄本のそれにとらわれず、より分かりやすく見やすいものとすべきである。

現在の戸籍の謄本及び抄本は、いずれも、縦書きであり、これに使用される文字のうち年月日は壱，貳，参，拾の漢数字を用いるべきものとされている。しかし、近時の社会のすう勢にかんがみ、コンピュータシステムによる戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書については、その様式を左横書きにし、併せてそれらに表示する数字もアラビア数字を用いるものとすべきであり、その記録事項の表示方法についても、当該記録事項のインデックスを設ける等の改善を図るべきである。

第5 コンピュータシステムの導入に関する基本方針について

- 1 コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入する市区町村長については、その申出に基づき、法務大臣が指定するものとし、当該指定は、官報に告示してするものとする。
- 2 段階的に市区町村の一部の区域を定めて、当該区域に本籍を定める者の戸籍のみをコンピュータシステムを用いて処理することができるものとする。

（説明）

1 コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する市区町村長の指定

コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理することについては、国民の社会生活に深くかかわっている戸籍事務の処理の方法の大きな変更であることから、市区町村長が導入しようとするコンピュータシステムが法務省の定める基準に適合するかどうか、戸籍情報の保全及び保護対策が採られているかどうか等を審査した上で、これを導入する市区町村長を国民に対して明確に公示する必要がある。

そこで、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入する市区町村長については、その申出に基づき、法務大臣が指定するものとし、当該法務大臣の指定は、広く一般国民に対して公示する意味で官報に告示してするものとする。

2 市区町村の一部の戸籍のコンピュータ化

コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理するについては、市区町村のすべての戸籍事務を一律に処理することが理想であり、これを原則とするが、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度への移行には、相当な費用と期間を要することが見込まれるため、段階的に市区町村の一部の区域を定めて、当該区域に本籍を定める者の戸籍のみをコンピュータシステムを用いて処理することができるものとする。

第6 移行について

1 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、戸籍に記載されている事項のうち、新戸籍編製の場合に移記を要しない事項の入力を省略することができるものとするのが相当である。

2 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、誤字・俗字を解消すべきである。

誤字・俗字を解消する場合には、誤字・俗字の正字への対応関係が明らかなるものである場合を除き、事前又は事後に本人にその旨を告知するものとする。

- 3 移行作業を外部委託する市区町村長は、移行作業の従事者がその事務に際して知り得た事項を不当な目的に使用することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。

(説明)

1 移行する事項の範囲

移行のための戸籍情報ファイルの作成作業は、膨大な労力と経費を要する。移行を能率的に実施し、現行法の下での新戸籍を編製する場合との整合性を図るため、戸籍に記載されている事項の全部の入力を要せず、その事項のうち新戸籍編製の場合に移記を要しない事項の入力を省略することができるものとするのが相当である。

2 誤字・俗字の解消

移行のための戸籍情報ファイルの作成作業に際しては、氏名についての誤字・俗字を解消して正字に引き直すものとするのが相当である。

誤字・俗字を解消する場合には、何らかの方法で事前又は事後に本人にその旨を告知するのが相当ではあるが、一方、コンピュータ化に際しては、この処理が多量に、かつ、同時期に実施されることになる。そこで、市区町村長が誤字・俗字を解消する旨の周知のための広報活動を十分に行う場合において、誤字・俗字である文字がその対応する正字に訂正されることが、一般人の常識をもって判断した場合に明らかであるときには、本人がその旨を知ることができるから、本人に対する個別の告知を要しないこととして差し支えないものとするのが相当である。

3 外部委託の場合のプライバシーの保護

移行のため戸籍情報ファイルを作成する作業は、相当規模の作業人員を必要とするものであることから、移行作業のうち外部委託になじむものについては、これを外部委託によって処理する必要があるが、この場合には、プライバシー保護についての必要かつ十分な措置が採られなければならない。

そのため、市区町村長は、移行作業を外部委託しようとするときは、移行作業の従事者がその事務に際して知り得た事項を不当な目的に使用すること

を防止するため必要な措置を講じなければならないものとすべきである。その方法としては、市区町村長は、プライバシー保護のため、受託業者に、戸籍データの保管の施設及び体制、移行作業の場所及び体制等を適正なものとし、させるとともに、秘密保持義務を課した上、これに違反した場合の責任を明確にするなどの十分な措置を講ずべきである。

第7 その他

戸籍事務のコンピュータ化に際しては、戸籍の附票事務についても、同時にコンピュータ化を図るのが相当である。

(説明)

戸籍事務のコンピュータ化に際しては、市区町村における事務処理全体の合理化の観点から、戸籍事務に密接に関連する戸籍の附票事務も、同時にコンピュータ化を図るのが相当と考えられる。

